



平成30年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 速夫
(1780 東証 名証 第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 中島 光孝
電話番号 0265-81-6070

決算期変更に伴う株主優待制度の基準日変更に関するお知らせ

株主優待制度の基準日の変更について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成29年12月20日開催の第58回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、平成30年度より決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、株主優待制度の基準日（権利日）を変更するものです。

2. 株主優待制度の基準日変更の内容

<変更前> 平成29年（第58期）まで： 9月30日

<変更後> 平成30年（第59期）以降： 3月31日

・第59期： 平成29年10月1日 ～ 平成30年3月31日（6ヶ月）

・第60期： 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日（12ヶ月）

なお、株主優待の内容については変更なく、下記のとおりです。

100株以上： 3,000円相当の地場商品の中から1点

300株以上： 3,000円相当の地場商品の中から2点

1,000株以上： 3,000円相当の地場商品の中から3点

以上